特に、アルコールには、中枢神経を麻痺させる作用があり、飲酒により体内にアルコールを保有した状態では、理性、平衡感覚及び視力が低下し、視野が狭くなるなど、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下した状態になることを説明し、飲酒運転は重大な事故に直結する危険な行為であることを理解させる。

［(c)・(d)　略］

(オ)　［略］

イ　［略］

(3)　［略］

3　業務用自動車運転者に対する交通安全教育

業務用自動車（業務に関して用いられている自動車をいい、自動車運転代行業（注）を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車（(2)において「代行運転自動車」という。）を含む。以下同じ。）の運転者（以下「業務用自動車運転者」という。）に対しては、第２章第５節２の内容として実施するもののほか、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア　［略］

イ　運転者の特性に応じた教育の実施

業務用自動車の運転者に対しては、年齢、運転経歴等の運転者の特性を的確に把握した上で、これらの特性に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

ウ　［略］

4　［略］

第６節　高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1　［略］

2　高齢者に対する交通安全教育の内容

(1)　［略］

(2)　歩行者の心得

ア　［略］

イ　内容

(ア)　加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行が遅くなったり、道路の横断に時間がかかるようになったりすること及び車両の直前又は直後を横断するなどの歩行者の法令違反に起因する死亡事故が多く発生していることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。また、これらの事項を踏まえ、信号機のある所で広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、次の青信号を待って横断すること、信号機のないところを横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導する。さらに、特に横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

［(c)・(d)　同左］

(オ)　［同左］

イ　［同左］

(3)　［同左］

3　業務用自動車運転者に対する交通安全教育

［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア　［同左］

［加える。］

イ　［同左］

4　［同左］

第６節　高齢者に対する交通安全教育

［同左］

1　［同左］

2　高齢者に対する交通安全教育の内容

(1)　［同左］

(2)　歩行者の心得

ア　［同左］

イ　内容

(ア)　加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行が遅くなったり、道路の横断に時間がかかるようになることから、信号機のある所で広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、次の青信号を待って横断すること、信号機のない所で横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導する。